

みなさんこんにちは。

ここでは、12月11日(日)に実施されます、「ビジネス実務法務検定試験®(第40回)」について、「**試験直前予想！これだけは押さえる鉄板論点**」と題して、本試験までに押さえておいて欲しい論点を全5回でピックアップし、みなさんと一緒に確認していきたいと思っています。

最終回は、「取引に関する法規制」の分野から、「**消費者の保護**」を取り上げます。

3 級

この“消費者の保護”の分野について、3級では“**特定商取引法**”の「**クーリング・オフ**」が非常によく出題されます。クーリング・オフは、文章穴埋め形式の問題でも出題されていますので、テキストをもう一度確認しておきましょう。

その他は、“**消費者契約法**”の「**誤認・困惑による取消し**」と「**契約条項の無効**」が頻出の論点となります。

それではまず、クーリング・オフに関する鉄板過去問を見ていきましょう。

鉄板過去問

- ① 特定商取引法上、消費者は、いわゆるクーリング・オフを行使して事業者との間の契約を解除するには、事業者の営業所に赴いて、事業者に対し口頭でクーリング・オフを行使する旨の意思表示をしなければならない。

(第39回第1問キ、第36回第6問イ②、第33回第3問イ①)

- ② X社の従業員Aは、消費者Yの自宅を訪問し、Yとの間で時計の売買契約を締結した。その後、Yは、所定の期間内にクーリング・オフを行使した。この場合、Yは、時計をX社に返還する義務を負うが、その返還に要する費用はX社が負担しなければならない。

(第36回第6問イ③、第33回第3問イ④、第32回第3問イ④)

- ① × → クーリング・オフは**書面**によって行う必要があります。なお、“**クーリング・オフができる旨の告知**”も**書面**による必要がある点も押さえておいて下さい。
- ② ○ → クーリング・オフは“**無条件解除**”です。消費者は、損害賠償や違約金を支払う必要がなく、商品を受け取っている場合でも業者の負担で引き取らせることができます。

続いて、周辺過去問として“消費者契約法”の「**誤認・困惑による取消し**」と「**契約条項の無効**」の問題を見てみましょう。

周辺過去問

- ① 消費者契約法上、消費者は、事業者の一定の行為によって誤認または困惑をして、事業者と契約を締結した場合、当該契約を取り消すことができる。

(第 37 回第 10 問オ④, 第 34 回第 10 問エ①, 第 32 回第 3 問イ①)

- ② 消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項が定められている場合、当該条項は無効である。

(第 39 回第 3 問オC, 第 36 回第 8 問ク, 第 34 回第 10 問エ②)

- ① ○ → 消費者契約法 4 条の誤認・困惑による取消しです。事例問題で出た場合でも、誤認・困惑の有無を判断し、取消しができるか否かを答えられるようにしてください。
- ② ○ → 本肢のような“債務不履行責任”のほか、“不法行為責任”や“瑕疵担保責任”を免除するという条項の場合も同じです。また、その**“条項（のみ）”が無効になる点**に注意して下さい。“契約自体（全部）”が無効になるわけではありません。

上記以外に、3 級では出題頻度は低いですが、“**割賦販売法**”が出題されることがあります（2 級では頻出の論点です）。知識としては、「**2 か月以上の期間にわたり、かつ 3 回以上に分割して支払う場合に割賦販売法の適用がある**」という事を覚えておいてください。例えば、「支払期間や回数にかかわらず適用される」と出題されたら、×（誤り）です。それでは最後に予想問題を見ておきましょう。

予想問題

- ① 事業者と消費者との間の取引について、消費者がクーリング・オフを行使した場合、その効果が生じるのは、クーリング・オフを行使する旨の書面通知が事業者に到達した時点である。

- ② 特定商取引法上、通信販売には、クーリング・オフの適用がない。

- ① × → クーリング・オフの通知については、書面を“**発信した時点**”で法的効力が生じる（発信主義）。

- ② ○ → そのとおり。ちなみに、“通信販売”については特定商取引法上、「適正な広告」を行わなければならない、「誇大広告」を禁止している。

2 級

2 級では、“**特定商取引法**”（第 38 回 1－1，第 34 回 3－2），“**消費者契約法**”（第 39 回 6－4，第 36 回 6－1），“**割賦販売法**”（第 36 回 8－3，第 34 回 7－3）もしくは全てひっくるめた“**総合問題**”（第 37 回 5－4，第 34 回 9－3）が必ず 1 問以上出題されるのが近時の傾向です。

また，上記以外では，3 級では珍しい“**インターネット取引関連**”（第 36 回 6－4，第 35 回 5－2）や“**（特定商取引法上の）通信販売**”（第 39 回 2－1）が問われるのも特徴的です。

出題予想論点

割賦販売法

前回の第 39 回では、「（特定商取引法上の）通信販売」と「消費者契約法」が問われましたので，出題予想としては「割賦販売法」に絞ります。

要チェック問題

割賦販売法【直近の出題：第 36 回 8－3，第 34 回 7－3 等】

- ① 消費者 X は，販売店 Y から，商品甲（20 万円）を購入した。代金の支払いについては，信販会社 Z 発行のクレジットカードを利用して期間 1 年，回数 12 回の分割払いとすることが定められた（信用購入あっせんに該当する。）。しかし，その後 X と Y との売買契約が Y の詐欺によるものだと発覚したため，X は Y との売買契約を取り消した。この場合，X は Y との間の契約を取り消したことをもって，Z に対し，割賦金の支払いを拒否することができる。
- ② C はその自宅に絵画の販売業者 A の訪問を受け，B 信販会社と信用購入あっせんに該当する内容で契約をし，絵画を 100 万円かつ分割払いで A より購入した。その後，C は B 信販会社との間の個別クレジット契約につき，クーリング・オフの通知をした。この場合は，C と A 社の売買契約は存続するので，C は A 社に対し，絵画の料金を支払わなければならない。
- ③ インターネットを利用した電子商取引においては，割賦販売法の適用がないため，インターネットで商品を販売する事業者は，購入者から代金の支払いをクレジットカード決済により 2 か月以上にわたる分割払いとすることを認める場合（信用購入あっせんに該当する。）であっても，その取引条件についてホームページ上で広告するときに，支払期間・回数・手数料等につき表示をしなくてもよい。

- ① ○ → いわゆる“**支払停止の抗弁（抗弁の接続）**”です。割賦販売法が出題された場合、絶対とっていいほど問われる論点です。

なお、本肢では、簡略化して出題していますが、2級試験では具体的な契約の経緯等が問題文に長々と書かれている場合がほとんどです。しかし、その記述は、例えば、本問が“個別信用購入あっせん取引にあたること”等を説明しているにすぎません。問題文が長いことで惑わされないようにしてください。

【支払停止の抗弁のポイント】

- ① “**信用購入あっせん**”と“**ローン提携販売**”の場合に適用される。
- ② 支払総額が**4万円に満たない取引には適用されない**。
- ③ 抗弁事由には、“錯誤無効”，“詐欺取消し”，“同時履行の抗弁権”“瑕疵担保責任”等があるが、**商品等の販売に関連しない事由は含まれない**。

- ② × → 割賦販売法の規定により（§35条の3の10V），クレジット契約のみをクーリング・オフした場合でも，販売契約は解除したものとみなされます。本肢でいえば，CとB信販会社のクレジット契約がクーリング・オフされれば，Cと販売業者Aとの絵画の売買契約も解除されたものとみなされることになります。

- ③ × → インターネットを利用した電子商取引で，本肢のようなクレジット決済を利用した場合にも割賦販売法が適用されます。したがって，販売業者には支払期間・回数・手数料等取引条件についての表示義務があります。

信用購入あっせん取引では，①契約締結前の“情報の開示義務”があること，
②契約締結時の“書面の交付義務”があることを押さえましょう。

また，以下の規制も契約内容についても以下の規制があります。

【信用購入あっせん業者に対する“契約内容”に関する規制】

- ① 購入者に割賦金の支払いの遅滞があっても，20日以上の相当の期間を定めた書面による**催告を経た後でなければ，契約の解除はできない**。
- ② 購入者に割賦金の支払いの遅滞により契約が解除された場合でも，損害金として**法定利率以上の金額を請求することはできない**。

以上，全5回に亘り「ビジネス実務法務検定試験®3級・2級」の出題範囲の中から，出題可能性の高い論点に関して，ピンポイントにみてきました。

試験までにもう一度，お手持ちのテキスト，問題集を確認しておきましょう。

みなさまの合格を心よりお祈りしております。